

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年7月20日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	6号機	5号機における運転上の制限逸脱事象に伴う国からの計器点検指示にもとづく点検において、低圧炉心スプレイ系の流量計の指示に不適合（流量計の指示よりも、実際に流れる流量が少ない）が確認された。このため、「運転上の制限」からの逸脱を宣言。所定の流量が流れることを確認し、「運転上の制限」の逸脱からの復帰。今後、引き続き、経緯を含め原因調査	As	7月31日公表済

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	第二中央操作室換気系空調機（C）において、室外機のフィンに腐食が認められたため、当該フィンを点検・修理	D	
2	3号機	原子炉再循環ポンプ（A・B）入口温度記録計の点検時、精度外が認められたため、当該記録計を交換及び妥当性を評価	D	
3	3号機	汚染測定用自動試料交換GM計数装置の点検時、検出器故障（5CH中3CH）が認められたため、当該装置を修理及び実績値を評価	D	
4	3号機	原子炉給水サンプル流量積算計及び原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器出口サンプル積算計点検時、積算計の動作不良が認められたため、当該積算計を点検・修理	D	
5	3号機	高圧注水系ポンプ吸込配管安全弁において、シートリーク（鉛筆1本程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	4号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器出口サンプル積算計において、積算計の動作不良が認められたため、当該積算計を点検・修理	D	
7	5号機	定検工事管理他助勢業務委託において、契約委託仕様書の変更手続きに遅れが認められたため、是正及び対応検討	D	
8	6号機	タービン建屋換気空調系冷却装置冷却水サンプリング配管において、詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
9	集中環境施設	所内蒸気戻り系配管ドレントラップ（1台）において、動作不良が認められたため、当該ドレントラップを点検・修理	D	
10	集中環境施設	遠心薄膜乾燥機（A）ホッパ部蒸気流量調整弁において、開度表示板に変形が認められたため、開度表示板を点検・修理	D	
11	集中環境施設	遠心薄膜乾燥機（A）蒸気入口元弁において、グランド部の弁棒に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	その他	水処理設備制御用空気系の冷凍乾燥機（A）において、自動停止が認められたため、冷凍乾燥機を点検・修理	D	
13	その他	7月19日「1・2号機共用排気筒における放射性気体廃棄物の測定結果について」のプレス発表文注釈記載の数値に誤りが認められたため、是正及び対応検討	C	
14	その他	海生物処理設備排熱回収装置において、熱交換チューブにダストの詰まりが認められたため、当該装置を点検・清掃	D	
15	その他	海生物処理設備曝気ブロウ（B）出口逆止弁において、動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで